

VIII 農作業安全緊急推進事業

第1 趣旨

産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表8の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

1 全国推進事業

別記1の通りとする。

2 地域活動促進事業

別記2の通りとする。

（別記1）

全国推進事業

第1 事業内容等

1 全体検討会の開催

事業全体の実施方針、進捗状況及び成果のとりまとめ等について検討する検討会を開催するものとする。

2 事故調査委員会の設置

事故調査委員会においては、次に掲げる取組を行うものとする。

（1）農作業事故の遺族等を対象とした対面調査の企画及び実施

調査は可能な限り全国8ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州及び沖縄）全てにおいて行うよう努めること。

（2）調査結果の分析及び整理

今後の農作業安全の取組手法を検討する際に活用できる調査報告書及び安全指導に活用できる事故事例集等を作成すること。

3 高齢農業者指導資材制作検討委員会の設置

高齢農業者対策検討委員会においては、次に掲げる取組を行うものとする。

（1）啓発資材の普及方法の検討、啓発資材の開発及び制作

DVDの映像等により、高齢農業者を直接啓発するための効果的な普及方法及び高齢農業者の家族や関係者を啓発し、間接的に高齢農業者を啓発する資材等について検討及び開発を行うとともに、具体的な啓発資材を制作すること。

（2）啓発方法及び啓発資材の効果測定

高齢農業者等を対象とした安全研修会等を開催し、受講者等を対象としたアンケート調査等により、（1）で制作した啓発資材等の啓発効果を把握すること。

（3）啓発方法及び啓発資材の普及

（2）の結果を踏まえ、高齢農業者の安全意識を効果的に向上させる啓発方法や資材等について整理し、その普及を行う。

4 農具使用時における事故調査ワーキンググループ会議の設置

事故調査ワーキンググループ会議においては、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) 農具使用時における事故の現地実証の企画及び実施

調査は可能な限り全国8ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州及び沖縄）全てにおいて行うよう努めること。

(2) 農具の改良を含む事故防止策の検討

農具に起因する事故の原因を詳細に分析し、農具の改善点について検討すること。

(3) 農具使用時における事故の調査報告書の作成

(1) 及び (2) の結果を踏まえ、農具製造者、使用者等を対象とした啓発資料等を作成し、普及を図ること。

5 その他

事業実施主体は、その他、本事業の目的を達成するために必要な取組を実施するものとする。

6 事業実施主体は必要に応じ、事業の一部を外部に委託することができるものとする。

第2 事業実施主体

産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表8の1の事業の補助要件の欄の生産局長が別に定める満たすべき要件は、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがあるとともに、事業実施及び会計手続を適正に行うことが出来る体制を有していることとする。

第3 事業実施期間

事業実施計画の承認を受けた事業の実施については、承認を受けた年度内とする。

第4 事業の成果目標

要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標は、以下の通りとする。

1 成果目標

- ① 100件以上の農作業事故の具体的な原因等の把握、分析及び農業者の研修等に活用可能な事故事例の整理
- ② 高齢農業者の安全意識を向上させる啓発資材の制作（2種類以上）
- ③ 100件以上の農具使用時における事故の具体的な原因を調査し、農具の改良・実用化に向けての提言を作成

3 目標年度

目標年度は、事業実施年度とする。

第5 事業実施手続

1 事業実施計画

- (1) 要綱第5の1の(4)に基づく全国推進事業計画の作成及び提出は、別記1様式第1号により行うものとする。

- (2) 要綱第5の1の(3)の生産局長が別に定める重要な変更は次に掲げるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

2 事業の承認

- (1) 生産局長は、要綱別表8の1の補助要件を全て満たす場合に限り、要綱第5の1の(4)の承認を行うものとする。

ただし、別に定める産地活性化総合対策事業のうち農作業安全緊急推進事業（全国推進事業）公募要領により選定された者が策定した当該選定時の事業実施計画書については、当該承認を受けたものとみなす。

- (2) 生産局長は、(1)により全国推進事業計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記1様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記1様式第3号により、生産局長に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。また、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱第4の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) (1)のただし書により交付決定前に着手する場合については、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第6 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別紙の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、別紙の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

- 2 次の取組は、国の助成の対象としない。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- (2) 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組
- (3) 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している取組
- (4) 事業の成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組

第7 事業実施状況の報告等

1 事業実施状況の報告

要綱第6の3に基づく事業実施状況の報告は、別記様式第4号により、事業実施年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

生産局長は、1の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第8 事業の評価

- 1 要綱第7の8に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、事業実施年度の翌年度において、成果報告書を別記1様式第5号により作成し、7月末日までに行うものとする。

- 2 生産局長は、事業実施主体から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第9 事業成果等の活用

1 事業成果等の提出

事業実施主体は、補助事業が終了したとき（補助事業の中止又は廃止を含む。）は、事業成果に係る報告書、成果の基礎となるデータ等を書面及び電子媒体により生産局長へ提出するものとする。

2 事業成果等の公表

事業実施主体は、事業成果について、個人情報等に係るものを除き、新聞、図書、雑誌、論文等の出版物やインターネット等において速やかに公表するものとする。なお、事業成果等の公表に際しては、本事業の成果であることを明記するものとし、公表した資料については、速やかに生産局長へ提出するものとする。

3 事業成果等の普及

事業実施主体は、国が本事業の成果について普及を図ろうとするときは、これに協力するものとする。

4 事業成果等の帰属

本事業により取得した試験調査実績等の事業成果等は、事業実施主体に帰属するものとする。ただし、2の公表後は、第三者の使用を妨げないものとする。

(別記 2)

地域活動促進事業

第 1 事業内容等

事業内容は以下の通りとする。ただし、補助対象は 2 及び 4 の取組とする。

1 農作業安全推進計画の策定

事業実施主体は、農作業事故における現状の把握、危険箇所の認識、研修の実施等、農作業事故の低減に向けた具体的な取組目標を設定し、農作業安全推進計画（以下「推進計画」とする。）を策定する。

なお、策定の際には、以下の点につき留意することとする。

①策定する推進計画において、高齢農業者の事故防止対策が位置づけられること。

②策定する推進計画が、翌年度以降も本事業より得られたノウハウを活用した研修を継続的に行う計画になっていること。

2 安全研修実施体制の整備

事業実施主体は、1 の推進計画の策定を中心的に推進する推進コーディネーター（都道府県段階）及び推進リーダー（市町村段階）を設置する。推進コーディネーター及び推進リーダーは、農作業安全に向けた取組を継続的に実践する意欲を有する者とする。

3 広報活動の実施

事業実施主体は、2 のコーディネーター及び推進リーダーを中心に、地域の農業者に対し、集会等の機会を活用する等により農作業事故防止に関わる情報を提供する。

4 研修会等の開催

事業実施主体は、1 の推進計画に基づき、2 の推進コーディネーター及び推進リーダーを中心とした、農業者を対象とした事故事例調査に基づいた座学研修及び安全な作業環境整備（農道、路肩等における危険箇所の把握及び看板・ポールの設置、ほ場進入路の拡大・緩斜面化、高齢農業者の作業環境の改善等）に係る実践講習会等を開催する。

第 2 事業実施主体

1 産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年 4 月 1 日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表 8 の 2 の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める満たすべき要件は次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体が事業実施及び会計手続きを適正に行いうる体制を有し、定款、名簿、協議会の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない協議会にあっては、これに準ずるもの）を備えているものであること。

(2) 事業実施主体となる協議会は、都道府県・市区町村、農業系統組織、農業機械士会等の農業者団体、普及指導センター、農業試験場、農業大学校など農作業安全対策の関係組織により構成されているものとする。なお、地域段階については、地域の農業機械士、指導農業機械士や女性農業者、高齢農業者の代表、地域のリーダー等の農業者の代表の参画に配慮することとする。

- 2 すでに農作業安全対策に取り組む協議会等が存在する場合は、当該協議会等を本事業の事業実施主体とできるものとする。ただし、当該協議会等においても、1の(1)及び(2)に掲げる要件を満たすものとする。

第3 事業実施期間

事業実施計画の承認を受けた事業の実施については、承認を受けた年度内とする。

第4 事業の成果目標

要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標は、以下の通りとする。

1 成果目標

- ① 1名以上の推進コーディネーターまたは推進リーダー（養成候補者）の設置
- ② 研修会または実践講習会等の2回以上の開催

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度とする。

第5 事業実施手続

1 事業実施計画

- (1) 要綱第5の1の(1)に基づく地区事業計画の作成及び提出は、別記2様式第1号により行うものとする。
- (2) 要綱第5の1の(3)の生産局長が別に定める重要な変更は次に掲げるものとする。
 - ア 事業の中止又は廃止
 - イ 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

2 事業の承認

- (1) 地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、要綱別表8の2の補助要件を全て満たす場合に限り、要綱第5の1の(1)の承認を行うものとする。

ただし、別に定める産地活性化総合対策事業のうち農作業安全緊急推進事業（地域活動促進事業）公募要領により選定された者が策定した当該選定時の事業実施計画書については、当該承認を受けたものとみなす。
- (2) 地方農政局長は、(1)により地区事業計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記2様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

3 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着

手届を別記2様式第3号により、生産局長に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に着手する場合にあつては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。また、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱第4の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) (1) のただし書により交付決定前に着手する場合については、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第6 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別紙の経費であつて、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によつて金額等が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、別紙の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

2 次の取組は、国の助成の対象としない。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- (2) 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組
- (3) 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している取組
- (4) 事業の成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組

第7 事業実施状況の報告等

1 事業実施状況の報告

要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、別記2様式第4号により、事業実施年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長は、1の事業実施状況の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第8 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、別記2様式第5号により作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が

適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

- 3 地方農政局長は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、別記2様式第5号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果をとりまとめることとする。

- 4 地方農政局長（生産局長を除く。）は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。

- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記2様式第5号により行うものとする。

- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長は、当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記2様式第6号により提出させるものとする。

- 7 地方農政局長（生産局長を除く。）は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。

- 8 地方農政局長は、当該取組終了後、事業実施主体に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。

別紙

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な機械、実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費	

		の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な材料の経費	原材料は物品受払簿で管理すること
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	消耗品は物品受払簿で管理すること
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	専門委員旅費	事業を実施するために直接必要な資料の収集、各種調査を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た専門家に対する謝礼	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体に従事する者に対する謝金は

		に必要な経費	認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が新たにこようした者に対して支払う労働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること ・補助事業従事者別の出勤簿及び業務日誌を整備し、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき、人件費の算定等を行うこと
研究員手当		事業を実施するために直接必要な企画・運営、各種調査等専門技術・知識を要する業務を行うための技術員、専門員、コンサルタント等に対して支払う労働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・手当の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・出勤簿及び業務日誌を整備し、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき、人件費の算定等を行うこと
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業野成果の一部を構成する調査の実施、とりまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の50%未満とすること ・事業そのものまた

			は、事業の根幹を成す業務の委託は認めない
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合。
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタル

附則

- 1 この要領は平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、産地活性化総合対策事業（農作業安全緊急推進事業）実施要領（平成24年4月6日付け23生産第5993号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 産地活性化総合対策事業（農作業安全緊急推進事業）実施要綱（平成24年4月6日付け23生産第5993号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成25年度に実施された事業に係る実施状況報告及び評価については、なお従前の例による。